

守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ

11月は「児童虐待防止推進月間です」

国民一人ひとりに児童虐待問題への关心と理解を一層深めてもらうため、11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

核家族化の進行や地域の子育て機能の低下などにより、養育力の不足している家庭の増加などが要因となって、児童虐待に関する相談件数は増加の一途をたどり、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

社会から児童虐待をなくすためには、「他の子どもだから」と無関心でいるのではなく、少しでも気になることがあれば、迷わず関係機関へ通告しましょう。法律で虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には通告することが義務付けられ、通告義務は法律で守秘義務より優先され、違反に問われることはありません。

次のような行為を見かけた、又はこのような行為を受けたと思われる児童を発見したときは、幌延町、旭川児童相談所、留萌支庁保健福祉事務所、又は警察署などに通告・相談してください。

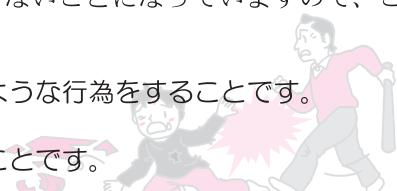
なお、通告者の氏名等については、法律の規定により、明かしてはならないことになっていますので、ご安心ください。

身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をすることです。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、させることです。



ネグレスト (養育の怠慢・拒否)

子どもの心身の健やかな発達をそこなうなどの不適切な養育、監護の怠慢、あるいは子どもの安全に対する重大な不注意や無関心をいいます。

保護者以外の同居人の虐待行為を放置した場合も含まれます。

心理的虐待

言葉によるおどかしや拒否的態度で子どもの心を傷つける行為のことです。
子どもの目の前で配偶者への暴力が行われることも含まれます。

* * * 子どもに関する相談・通告先 * * *

・町民課保健福祉グループ（児童福祉サービス、虐待など）	電話 5-1115
・保健センター（母子保健、子育て、発育など）	電話 5-1790
・中央保育所（保育所、子育てなど）	電話 5-1254
・教育委員会（不登校、いじめ、非行など）	電話 5-1117
・留萌保健福祉事務所子ども保健推進課	留萌市住之江町2丁目1番地2 電話 0164-42-8327
・旭川児童相談所	旭川市10条通11丁目 電話 0166-23-8195

特定不妊治療費助成事業の助成額拡大のお知らせ

○北海道では、国の「緊急経済対策」による不妊治療に係る助成額の拡大を受けて、特定不妊治療を受けている方の経済的な負担の軽減を図るために、特定不妊治療費助成事業を行い、従来助成限度額の10万円から15万円に拡大することとしました。

○平成21年度に特定不妊治療費助成事業の申請を既に行った方で、10万円以上の特定不妊治療費がかかった方についても、追加申請をすることで、平成21年4月1日に遡って、10万円を超えた額の助成（最大5万円）を受けることができますので、下記あてにお問合せください。

【追加申請対象者】

平成21年度特定不妊治療費助成事業の申請者を既に行った者のうち、1回の治療につき10万円以上の額を申請し、助成対象経費が10万円を超える者で、10万円の交付を受けている者。

○ただし、助成額の拡大（10万円→15万円）については平成21年度限りの措置です。

お問い合わせ先

北海道留萌保健福祉事務所
保健福祉部子ども・保健推進課子ども未来係

電話：0164-42-8325